

定 款

制 定 日	1989 年 07 月 14 日
改 定 日	2020 年 03 月 01 日
文 書 番 号	基-001

目 次

定 款	頁
第1章 総 則	1
第2章 株 式	2
第3章 株 主 総 会	3
第4章 取締役および取締役会	4
第5章 監査役および監査役会	6
第6章 会計監査人	7
第7章 計 算	8

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社CAICAと称し、英文では CAICA Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理ならびにコンサルティング業務
- (2) コンピュータ等を利用した各種情報の収集、管理および情報の処理、提供、販売
- (3) コンピュータおよびその関連機器、自動制御装置・集積回路の開発、製造、販売、賃貸、輸出入、保守ならびに関連用品の販売
- (4) 前各号に関する技術指導、調査
- (5) コンピュータに関するオペレーション業務受託
- (6) コンピュータによる計算業務の受託
- (7) コンピュータおよび関連機器の設計・製造ならびに関連用品の販売
- (8) 情報処理機器、情報通信機器、コンピュータ周辺機器、自動制御装置・集積回路、オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売ならびに輸出入業務
- (9) コンピュータのシステムまたはプログラムの設計技術者およびコンピュータの操作要員の養成ならびに人材派遣業務
- (10) 外国との貿易・技術協力に関する仲介・コンサルティング業務
- (11) 各種アプリケーションサービス事業
- (12) 外国人技術者の技術指導および教育
- (13) 海外との情報処理・情報通信関連の技術・研究成果の使用許諾に関する業務
- (14) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (15) 仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング
- (16) ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング
- (17) 仮想通貨の投融資、運用
- (18) 仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用
- (19) 仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング
- (20) 仮想通貨の取引所運営
- (21) 仮想通貨の仲介
- (22) 仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング
- (23) その他の仮想通貨の一般サービス
- (24) 投資および融資
- (25) 投資ファンドの運営
- (26) 第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に関わる業務
- (27) 投資運用業に関わる業務
- (28) 市場調査および投資情報提供業務
- (29) 資産の管理および運用に関するコンサルティング業務
- (30) カストディ業務

- (31) 情報処理技術者の育成および研修の実施
- (32) 情報処理に関する技術資料の開発および制作
- (33) 人材育成および教育研修の実施
- (34) 有料職業紹介業務
- (35) 人材派遣業務
- (36) 出版物の企画、制作、販売に関する業務
- (37) 広告宣伝代理業務
- (38) 企業における求人・採用活動に関する宣伝の受託およびコンサルティング
- (39) 経営コンサルティング
- (40) 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都目黒区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、830,556,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 3 前項のほか、当社子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡であり、イ)当該譲渡により当社又は当社子会社が譲り渡す当該子会社の株式又は持分の帳簿価額が、当社の総資産額の五分の一相当額を超え、かつ、ロ)当社又は当社子会社が効力発生日において当該子会社に対する議決権の総数の過半数の議決権を有しないときも、前項と同様の決議を行う。
- 4 会社法第206条の2第5項及び同法244条の2第6項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権の行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選 任 方 法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。

改 版 履 歴

版番	改版年月日	改版事項	決裁	起案
1	1989. 07. 14	会社設立	1989. 07. 14 株主総会	
2	1991. 10. 15	改訂	1991. 10. 15 株主総会	
3	1991. 11. 12	改訂	1991. 11. 12 株主総会	
4	1992. 05. 23	改訂	1992. 05. 23 株主総会	
5	1994. 06. 16	改訂	1994. 06. 16 株主総会	
6	1997. 06. 30	改訂	1997. 06. 23 株主総会	
7	1998. 06. 27	改訂		
8	1999. 06. 27	改訂		
9	2000. 05. 01	(新設)【新株引受権の特例】	2000. 05. 01 株主総会	
10	2000. 11. 30 2000. 12. 09	株式公開に向けての、不特定多数投資家を想定した 変更 発行する株式の総数	2000. 11. 30 株主総会	
11	2001. 07. 01	(発行する株式の総数)	2001. 06. 27 株主総会	
12	2001. 12. 05	(2001年10月1日施行の改正商法改正に基づく変更)	2001. 12. 05 株主総会	
13	2002. 04. 17	「商法等の一部を改正する等の法律」等による改訂	2002. 04. 17 株主総会	
14	2002. 07. 01	(公告)及び商法改正に伴う改訂	2002. 06. 17 株主総会	
15	2002. 11. 18	改訂		
16	2003. 06. 27	株式及び端株(基準日)(名義書換代理人)、監査役及 び監査役会(任期)	2003. 06. 27 株主総会	
17	2003. 11. 14 2004. 02. 20	第5条効力発生	2003. 11. 14 株主総会	
18	2004. 06. 29	第11条(決議の方法)、第6条(自己株式の取得)	2004. 06. 29 株主総会	
19	2005. 02. 15 2005. 04. 01	ただし、第1号(商号変更)、第2条(目的)は、2004 年12月15日付取締役会で承認された分割計画書5項 規定の2005年4月1日(ただし、分割計画書5項に基 づく取締役会決議により分割をなすべき日に変更 された場合には変更後の日)より効力を持つものと する。	2005. 02. 15 株主総会	
20	2005. 03. 03 2005. 05. 20	第5条	2005. 03. 03 株主総会	
21	2005. 06. 27	「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改 正する法律」第4条(公告の方法)	2005. 06. 27 株主総会	
22	2006. 06. 29	「会社法」「会社法の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律」	2006. 06. 29 株主総会	

版番	改版年月日	改版事項	決裁	起案
23	2008.10.01	第9条、第10条、第44条、	2008.06.27 株主総会	
24	2009.07.01	商号及び会社の事業の目的事項変更	2009.06.26 株主総会	2009.06.26 人事総務部
25	2013.07.01	株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更	2013.06.27 株主総会	2013.06.27 総務部
26	2013.10.01	附則削除	〃	〃
27	2014.06.27	発行可能株式総数の変更	2014.06.27 株主総会	2014.06.27 総務部
28	2015.06.29	「会社法の一部を改正する法律」に伴う変更	2015.06.29 株主総会	2014.06.29 総務部
29	2015.06.30	定款第5条 発行可能株式総数の変更 331,119,600株から830,556,000株に変更 (2015年06月30日効力発生)	2015.06.29 株主総会	2014.06.29 総務部
30	2015.10.01	第3条(本店所在地)効力発生2015年11月1日 決算期変更による改定 第10条、第13条、第45条、 第46条、第47条、附則第1条～第4条の新設。効力発生 日10月1日	2015.10.01 株主総会	2015.10.01 総務部
31	2015.11.01	附則第1条削除	〃	〃
32	2015.11.15	附則第2条ないし第4条削除	〃	〃
33	2017.02.01	第1条(商号)変更、2017.02.01効力発生	2017.01.31 株主総会	2017.01.31 総務部
34	2018.01.30	第2条(目的)変更	2018.01.30 株主総会	2017.12.22 総務人事部
35	2020.03.01	第1条(商号)、第2条(目的)変更、2020.03.01効力 発生	2020.01.30 株主総会	2019.12.13 総務人事部